

竹原市公告第 1 7 1 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 箇月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、竹原市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 1 8 日

竹原市長 今 榮 敏彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジ竹原店（A 棟・B 棟・C 棟）

A 棟：竹原市下野町 3 3 0 8

B 棟：竹原市下野町 3 2 9 3

C 棟：竹原市下野町 3 6 1 1

2 変更しようとする事項

（1）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

N0	位置	収容台数
1	A棟敷地駐車場	2 2 2 台
2	B棟敷地駐車場	1 0 8 台
3	C棟敷地駐車場	1 6 5 台
	合計	4 9 5 台

(変更後)

N0	位置	収容台数
1	A棟敷地駐車場	1 8 0 台
2	B棟敷地駐車場	5 9 台
3	C棟敷地駐車場	6 0 台
	合計	2 9 9 台

※ A棟敷地駐車場の整備台数 2 1 8 台の内 1 8 0 台を来客用の届出台数とする

※ C棟敷地駐車場の整備台数 1 4 9 台の内 6 0 台を来客用の届出台数とする

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

N0	出入口の数	位置
1	3 箇所	出入口 A - 1 : A棟敷地駐車場東南側
		出入口 A - 2 : A棟敷地駐車場東側
		出入口 A - 3 : A棟敷地駐車場東北側
2	3 箇所	出入口 B - 1 : B棟敷地駐車場西側
		出入口 B - 2 : B棟敷地駐車場南側

		出入口 B－3：B棟敷地駐車場東側
3	5箇所	出入口 C－1：C棟敷地駐車場西北側
		出入口 C－2：C棟敷地駐車場西南側
		出入口 C－3：C棟敷地駐車場南側
		出入口 C－4：C棟敷地駐車場東南側
		出入口 C－5：C棟敷地駐車場東北側
合計	11箇所	

(変更後)

NO	出入口の数	位置
1	3箇所	出入口 A－1：A棟敷地駐車場東南側
		出入口 A－2：A棟敷地駐車場東側
		出入口 A－3：A棟敷地駐車場東北側
2	3箇所	出入口 B－1：B棟敷地駐車場西側
		出入口 B－2：B棟敷地駐車場南側
		出入口 B－3：B棟敷地駐車場東側
3	6箇所	出入口 C－1：C棟敷地駐車場西北側
		出入口 C－2：C棟敷地駐車場西南側
		出入口 C－3：C棟敷地駐車場南側
		出入口 C－4：C棟敷地駐車場東南側
		出入口 C－5：C棟敷地駐車場東北側
		出入口 C－6：C棟敷地駐車場北側
合計	12箇所	

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

令和8年4月7日

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

平成12年8月4日

4 変更する理由

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

届出駐車台数の適正化を図り余剰スペースにテナントを誘致するため

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置(添付図面No.4 C棟敷地駐車場出入口C-6)

平成12年8月4日の開店日より利用する出入口について、平成12年8月4日付大規模小売店舗立地法附則第5条第1項届出書に錯誤があったものを是正するため

5 届出年月日

令和7年8月6日

6 届出縦覧場所

竹原市企画部産業振興課(竹原市中央五丁目6番28号)